## クリーンセンター連絡協議会会則

#### (設置)

第1条 日野市クリーンセンター内に設置する新可燃ごみ処理施設及びプラスチック類資源 化施設の建設及び運営に関する情報を、日野市及び浅川清流環境組合(以下「市等」という。) が地域住民に提供することにより、地域住民の安全・安心の確保及び施設の円滑な運営を図 るため、クリーンセンター連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

#### (構成)

- 第2条 連絡協議会は、次の自治会をもって構成する。
  - ①新石自治会 ②新井自治会 ③落川上自治会 ④百草園団地自治会
  - ⑤百草園自治会

# (組織)

- 第3条 連絡協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、日野市クリーンセンターが所在する地域の自治会から選出する。
- 3 委員は、構成する各自治会から各々2名選出する。ただし、会長を選出した自治会は、会 長のほか、委員2名を選出する。
- 4 委員が出席できない場合は、代理の出席を認める。

#### (会長)

第4条 会長は、連絡協議会を統括し、会議を招集し、会議の議長となる。

#### (所掌事項)

- 第5条 連絡協議会は、以下の事項について市等から報告を受け、意見交換を行う。
  - ①工事に関する情報
    - 工事進捗状況
    - ・施工計画(車両計画)に関する報告
    - ・工事中の環境影響に関する報告
  - ②環境に関する情報
    - ・施設運転時の排ガス・排水等の測定結果
    - ・環境影響に関する報告
    - ・環境定点測定の結果報告
  - ③ごみ処理状況の報告
    - ・ごみ焼却処理量の報告(各市別の処理量)
    - ・搬入車両の台数
    - ・日野市の資源化に関する情報

### (会議の開催)

- 第6条 会議は、施設建設中は年間4回、稼動後は年間2回、開催する。
- 2 会長は、必要がある場合は、臨時に会議を招集することができる。
- 3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

# (事務局)

第7条 事務局は、日野市クリーンセンターごみゼロ推進課に置く。

# 付則

- 1. この会則は、平成30年9月29日から施行する。
- 2. 連絡協議会は第2条のとおり5自治会をもって構成するものとするが、当面は平成30年9月29日現在、参加表明している自治会で設置する。

なお、参加表明していない自治会には、事前に開催することを通知する。また、開催後には、会議報告等を行うものとする。